

総合取引所への移行に伴う「定款」の一部改正について

令和2年2月12日

日本証券業協会

1. 改正の趣旨

我が国の金融・資本市場の活性化や国際競争力の強化を図るため、2014年3月に証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合取引所」の実現に向けた改正金融商品取引法が施行され、本年7月を目途に東京商品取引所から大阪取引所へ上場商品が移管され、「総合取引所」として統合されることとなった。

今般、「総合取引所」への移行に対応するため、上記金融商品取引法の改正により新たに第一種金融商品取引業として規定された商品デリバティブ取引に係る業務に関する規定の整備を図るなど、定款の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- ① 第一種金融商品取引業の範囲の拡大に伴い、「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」の定義を加えるとともに、「有価証券の売買その他の取引等」などの定義を見直す。(第3条)
- ② 「特定業務会員」の対象となる業務に、「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務」を加える。(第5条)
- ③ その他所要の改正を行う。

3. 施行の時期

この改正は、令和2年3月1日から施行する。

以 上

○ 本件に関するお問合せ先：管理本部 総務部 (03-6665-6800)

「定款」の一部改正について

令和2年2月12日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(定 義)</p> <p>第3条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 ～ (現行どおり) 7</p> <p>8 有価証券の売買その他の取引等 有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引等、<u>特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等</u>をいう。</p> <p>9 金融商品仲介業者 協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする同法第 2 条第 12 項に規定する金融商品仲介業者のうち、同条第 11 項に規定する金融商品仲介業（同項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為（同項第 2 号に掲げる行為にあつては、<u>金融商品取引法施行令第 16 条の 4 第 2 項第 1 号イからハまで及び同項第 2 号</u>に掲げる取引に係るものを除く。）に係る業務に限る。）を行う者をいう。</p>	<p>(定 義)</p> <p>第3条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 ～ (省 略) 7</p> <p>8 有価証券の売買その他の取引等 有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引等<u>及び</u>特定店頭デリバティブ取引等をいう。</p> <p>9 金融商品仲介業者 協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする同法第 2 条第 12 項に規定する金融商品仲介業者のうち、同条第 11 項に規定する金融商品仲介業（同項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為（同項第 2 号に掲げる行為にあつては、<u>金融商品取引法施行令第 16 条の 4 第 2 項各号</u>に掲げる取引に係るものを除く。）に係る業務に限る。）を行う者をいう。</p>

新	旧
<p>10 <u>商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等</u> <u>金商法第 43 条の 2 の 2 に規定する商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等</u> <u>をいう。</u></p> <p>(協会の要件)</p> <p>第 5 条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会の種類に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>1 会 員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業（店頭金融先物取引等及び第 3 条第 7 号ニに掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務を除く。以下この条において同じ。）を行う者（次号イからハまでに掲げる業務のみを行う者を除く。）</p> <p>2 特定業務会員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、次に掲げる業務のみを行う者</p> <p>イ 特定店頭デリバティブ取引等に係る業務</p> <p>ロ 金商法第 29 条の 4 の 2 第 10 項に規定する第一種少額電子募集取扱業務</p> <p>ハ <u>商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(協会の要件)</p> <p>第 5 条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会の種類に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>1 会 員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業（店頭金融先物取引等及び第 3 条第 7 号ニに掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務を除く。以下この条において同じ。）を行う者（次号イ又はロに掲げる業務のみを行う者を除く。）</p> <p>2 特定業務会員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、次に掲げる業務のみを行う者</p> <p>イ 特定店頭デリバティブ取引等に係る業務</p> <p>ロ 金商法第 29 条の 4 の 2 第 10 項に規定する第一種少額電子募集取扱業務</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>3 特別会員 金商法第2条第11項に規定する登録金融機関（登録金融機関業務（同法第33条の2に規定する行為のうち、同条第1号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）、第2号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）若しくは第3号（特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係るものに限る。）に掲げるもの又は有価証券等管理業務をいう。）を行う者をいう。以下同じ。）</p>	<p>3 特別会員 金商法第2条第11項に規定する登録金融機関（登録金融機関業務（同法第33条の2に規定する行為のうち、同条第1号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）、第2号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）若しくは第3号（特定店頭デリバティブ取引等に係るものに限る。）に掲げるもの又は有価証券等管理業務をいう。）を行う者をいう。以下同じ。）</p>
<p>（特定業務会員に対する準用規定） 第30条 第15条から第21条まで、第25条、第26条及び第28条から前条までの規定は、特定業務会員について準用する。この場合において、第15条から第21条まで、第25条、第28条及び第29条の規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第28条中「会員権」とあるのは「特定業務会員権」と、第17条中「会員代表者」とあるのは「特定業務会員代表者」と、第26条中「会員が特定業務会</p>	<p>（特定業務会員に対する準用規定） 第30条 第15条から第21条まで、第25条、第26条及び第28条から前条まで（<u>第28条第1項第11号を除く。</u>）の規定は、特定業務会員について準用する。この場合において、第15条から第21条まで、第25条、第28条及び第29条の規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第28条中「会員権」とあるのは「特定業務会員権」と、<u>第19条第1項、第20条第1項、第29条中「会員又は当該会員を所属金融商品</u></p>

新	旧
<p>員になるには、第5条第2号に規定する要件を満たしたうえで、」とあるのは「特定業務会員が会員になるには、第5条第1号に規定する要件を満たしたうえで、」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p><u>取引業者等とする金融商品仲介業者</u>」とあるのは「<u>特定業務会員</u>」と、第17条中「<u>会員代表者</u>」とあるのは「<u>特定業務会員代表者</u>」と、第26条中「<u>会員が特定業務会員になるには、第5条第2号に規定する要件を満たしたうえで、</u>」とあるのは「<u>特定業務会員が会員になるには、第5条第1号に規定する要件を満たしたうえで、</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>(総務委員会)</p> <p>第64条 理事会に総務委員会を置く。</p> <p>2</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>10</p> <p>11 総務委員会は、<u>分科会</u>を置くことができる。</p> <p>12 総務委員会及び前項に規定する<u>分科会</u>の構成、運営等に関し必要な事項は「総務委員会規則」をもって定める。</p>	<p>(総務委員会)</p> <p>第64条 理事会に総務委員会を置く。</p> <p>2</p> <p>～ (省 略)</p> <p>10</p> <p>11 総務委員会は、<u>財務分科会</u>を置くことができる。</p> <p>12 総務委員会及び前項に規定する<u>財務分科会</u>の構成、運営等に関し必要な事項は「総務委員会規則」をもって定める。</p>
<p>(規律委員会)</p> <p>第66条 本協会に規律委員会を置く。</p> <p>2 規律委員会は、協会員及び<u>協会員</u>を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べることができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p>	<p>(規律委員会)</p> <p>第66条 本協会に規律委員会を置く。</p> <p>2 規律委員会は、協会員及び<u>会員又は特別会員</u>を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べるすることができる。</p> <p>3 (省 略)</p>

新	旧
<p>(外務員等規律委員会)</p> <p>第67条 本協会に外務員等規律委員会を置く。</p> <p>2 外務員等規律委員会は、協会員及び<u>協会員</u>を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の役員又は従業員の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べることができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和2年3月1日から施行する。</p>	<p>(外務員等規律委員会)</p> <p>第67条 本協会に外務員等規律委員会を置く。</p> <p>2 外務員等規律委員会は、協会員及び<u>会員又は特別会員</u>を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の役員又は従業員の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べることができる。</p> <p>3 (省 略)</p>

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

令和2年2月12日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第 6 条 定款第 18 条に規定する会員の報告又は定款第 30 条で準用する同第 18 条に規定する特定業務会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。</p> <p>1 ～ (現行どおり)</p> <p>13</p> <p>14 本協会以外の金融商品取引業協会、投資者保護基金若しくは金融商品取引所に加入し、若しくはこれを脱退したとき又は<u>特定委託者保護基金（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）附則第 4 条第 1 項に規定する特定委託者保護基金をいう。以下同じ。）の特定会員（同項に規定する特定会員をいう。）</u>でなくなったとき。</p> <p>15 ～ (現行どおり)</p> <p>30</p> <p>31 <u>投資者保護基金（特定委託者保護基金を含む。以下同じ。）</u>の処分又は金融商品取引所の処分（有価証券の売買その他の取引等に係るものに限る。）を受けたとき。</p> <p>32 ～ (現行どおり)</p> <p>46</p> <p>(入会金の額)</p> <p>第 10 条 定款第 24 条第 2 項に規定する入会金の額は、100 万円とする。</p> <p>2 本協会に加入の承認を受けた入会申請者のうち株式型クラウドファンディング専業</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第 6 条 定款第 18 条に規定する会員の報告又は定款第 30 条で準用する同第 18 条に規定する特定業務会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。</p> <p>1 ～ (省 略)</p> <p>13</p> <p>14 本協会以外の金融商品取引業協会、投資者保護基金又は金融商品取引所に加入し、又はこれを脱退したとき。</p> <p>15 ～ (省 略)</p> <p>30</p> <p>31 <u>投資者保護基金</u>の処分又は金融商品取引所の処分（有価証券の売買その他の取引等に係るものに限る。）を受けたとき。</p> <p>32 ～ (省 略)</p> <p>46</p> <p>(入会金の額)</p> <p>第 10 条 定款第 24 条第 2 項に規定する入会金の額は、100 万円とする。</p> <p>2 本協会に加入の承認を受けた入会申請者のうち株式型クラウドファンディング専業</p>

新	旧
<p>特定業務会員（定款第5条第2号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。）<u>及び商品関連デリバティブ專業特定業務会員（定款第5条第2号ハに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。）</u>となる者の入会金の額は、前項の規定にかかわらず、50万円とする。</p> <p>3 株式型クラウドファンディング專業特定業務会員<u>及び商品関連デリバティブ專業特定業務会員</u>が本協会への加入後に定款第5条第1号又は第2号に掲げる業務であって定款第5条第2号ロ<u>及びハ</u>に掲げる業務以外の業務を行うこととなった場合には、当該者は第1項に定める額の入会金（既納入分があればその差額分）を納入しなければならない。</p> <p>（投資者保護基金への情報提供）</p> <p>第16条 本協会は、定款第6条の目的を達成するため、本協会が知り得た会員<u>及び特定業務会員（投資者保護基金の会員である者に限る。）</u>に関する情報のうち、投資者保護基金と共有する必要があると認めたものに限り、投資者保護基金に提供することができる。</p> <p>（兼任の禁止等）</p> <p>第17条 理事は、定款に定めのある場合を除き、自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会及び金融・証券教育支援委員会の委員を兼ねてはならない。</p> <p>2 理事は、自主規制会議及び証券戦略会議それぞれの下に置く分科会の委員長及び委員並びに総務委員会の下に置く<u>分科会</u>の委員長及び委員を兼ねてはならない。</p> <p>3 ～ 4</p> <p style="text-align: center;">（ 現行どおり ）</p>	<p>特定業務会員（定款第5条第2号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。）となる者の入会金の額は、前項の規定にかかわらず、50万円とする。</p> <p>3 株式型クラウドファンディング專業特定業務会員が本協会への加入後に定款第5条第1号又は第2号に掲げる業務であって定款第5条第2号ロに掲げる業務以外の業務を行うこととなった場合には、当該者は第1項に定める額の入会金（既納入分があればその差額分）を納入しなければならない。</p> <p>（投資者保護基金への情報提供）</p> <p>第16条 本協会は、定款第6条の目的を達成するため、本協会が知り得た会員に関する情報のうち、投資者保護基金と共有する必要があると認めたものに限り、投資者保護基金に提供することができる。</p> <p>（兼任の禁止等）</p> <p>第17条 理事は、定款に定めのある場合を除き、自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会及び金融・証券教育支援委員会の委員を兼ねてはならない。</p> <p>2 理事は、自主規制会議及び証券戦略会議それぞれの下に置く分科会の委員長及び委員並びに総務委員会の下に置く<u>財務分科会</u>の委員長及び委員を兼ねてはならない。</p> <p>3 ～ 4</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p>

新	旧
<p data-bbox="395 315 552 353">付 則</p> <p data-bbox="169 439 770 472">この改正は、令和2年3月1日から施行する。</p>	